

飼養衛生管理基準の遵守状況のチェック表 (鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合)

自己点検年月日： 年 月 日
 農場名：
 点検者氏名：

項目	自己点検結果
(各項目について遵守の場合「□はい」に☑してください、また、必要に応じ詳細を追記)	
I 家畜防疫に関する基本事項	
1 家さんの所有者の責務	
① 関係法令を遵守している。	□はい □いいえ
② 自衛防疫組織等の畜産関係者と協力の上、地域の衛生管理の向上を図っている。	□はい □いいえ
③ 飼養衛生管理者の連絡先を確保の上、飼養衛生管理者が実施すべき取組を行っている。 ・ 飼養衛生管理区域内に出入りする者（従業員を含む）を管理し、これらの者に対し、飼養衛生管理基準の周知を行う。 ・ 従業員等が飼養衛生管理を適正に行うために必要な教育や訓練を行う。	□はい □いいえ
2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践	
① 家畜保健衛生所等から提供される情報等を確認・活用している。	□はい □いいえ
② 農林水産省のウェブサイトで家畜防疫に関する情報を把握している。	□はい □いいえ
③ 農場の飼養衛生管理の状況を定期的に点検し改善を図っている。	□はい □いいえ
④ 衛生管理区域、消毒設備の設置場所がわかる農場平面図を備えている。	□はい □いいえ
⑤ 家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従っている。	□はい □いいえ
3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底	
① 必要事項を規定した飼養衛生管理マニュアルを作成している。	□はい □いいえ
② 日頃からマニュアルの内容を確認できるよう準備している。	□はい □いいえ
③ 農場に入る者が衛生管理を把握できるようになっている。	□はい □いいえ
4 記録の作成及び保管	
① 衛生管理区域に立ち入った者に関する記録を作成し、保存している。	□はい □いいえ
② 消毒の実施について、衛生管理区域の出入口等で記録している。	□はい □いいえ
③ 衛生管理区域に立ち入った者の渡航歴を確認している。	□はい □いいえ
④ 所有者、従業員の海外への渡航に関する記録を、保存している。	□はい □いいえ
⑤ 家さんの羽数や健康状態等を記録、保存している。	□はい □いいえ
⑥ 家さんの導入、出荷又は移動に関する記録を作成し、保存している	□はい □いいえ
⑦ 家さんの異状に関する記録を作成し、保存している。	□はい □いいえ
⑧ 家保・診療獣医師の指導内容や診療記録等が記録保存されている。	□はい □いいえ

5 大規模所有者が講ずる措置		
①	特定症状を確認した際の通報ルールを作成し、従業員へ周知している。	☐ はい ☐ いいえ
②	畜舎ごとに飼養衛生管理者を配置している。	☐ はい ☐ いいえ
③	(20万羽以上飼養する農場)必要事項を記載した対応計画を策定している。	☐ はい ☐ いいえ
6 獣医師等の健康管理指導		
	担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に健康管理の指導を受けている。	☐ はい ☐ いいえ
7 衛生管理区域の設定		
①	区域には、家さん舎、堆肥舎等の一連の関連施設が含まれている。	☐ はい ☐ いいえ
②	区域の境界を明確にしており、目視可能である。 (衛生管理区域への立入制限) ☐ 看板 ☐ 柵・杭 ☐ プランター、タイヤ等の物品の設置 ☐ ロープ ☐ テープ ☐ カラーコーン ☐ その他()	☐ はい ☐ いいえ
③	出入口を必要最小限にし、家さん・資材等の搬出入は可能な限り衛生管理区域の境界で実施している。	☐ はい ☐ いいえ
8 埋却等に備えた措置		
	以下のいずれかの措置を行っている。 ☐ 埋却地を確保している。 ☐ 焼却施設等を確保している。 ☐ 埋却地又は焼却施設等を確保するための取組を行っている。	☐ はい ☐ いいえ
9 愛玩動物の飼育禁止		
	衛生管理区域外で給餌する等、衛生管理区域内に侵入しないよう対策を講じている。	☐ はい ☐ いいえ
10 密飼いの防止		
	家さんの健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家さんを飼養していない。	☐ はい ☐ いいえ
II 衛生管理区域への病原体の侵入防止		
11 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限		
	不用な者が衛生管理区域に入らないようにし、衛生管理区域に立入った者が家さんに接触させないよう措置を講じている。 (衛生管理区域に立ち上った者が家さんに接触させない方法) ☐ 柵・杭 ☐ 施錠 ☐ その他()	☐ はい ☐ いいえ

12 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置		
	他の畜産施設に立ち入った者、過去1週間以内の海外からの入国・帰国者を、区域に立ち入らせない（獣医師等を除く）。	☐ はい ☐ いいえ
13 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等		
	衛生管理区域に立入る者に対し、手指・靴の消毒をしている。 ☐ 消毒前の洗浄、消毒方法が適切に実施されている。 ☐ 手指消毒スプレー(消毒薬) ☐ 手袋、専用長靴、ブーツカバー ☐ その他()	☐ はい ☐ いいえ
14 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用		
①	立ち入る者に対し衛生管理区域で使用する衣服及び靴を着用させている（又は立ち入る者が区域内で使用する衣服、靴を持参して使用）	☐ はい ☐ いいえ
②	①について、交換靴は十分に洗浄・消毒を徹底した上で対応している。 ☐ 消毒前の洗浄、消毒方法が適切に実施されている。 ☐ 踏込消毒槽(消毒薬) ☐ 噴霧器(消毒薬) ☐ 消毒マット(消毒薬) ☐ ブーツカバーの着用 ☐ その他()	☐ はい ☐ いいえ
③	①について、衣服は清潔に保っており、汚れたものと混ざらない。当該衣服及び靴は定期的に洗浄及び消毒を行っている。	☐ はい ☐ いいえ
15 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		
①	衛生管理区域の出入口で車両の消毒をさせている。 ☐ 消毒前の洗浄、消毒が適切に実施されている。 ☐ 噴霧器(消毒薬) ☐ 立ち入る車両には消毒機器等を持参させ、消毒の徹底を指導 ☐ その他()	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし (衛生管理区域に車両は立ち入らない)
②	車両内の交差汚染を防止するため消毒等の措置を講じている。 ☐ 消毒スプレー(消毒薬) ☐ その他()	☐ はい ☐ いいえ ☐ 該当なし (衛生管理区域に車両は立ち入らない)
16 他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置		
	他の畜産関係施設等で使用した物品は、衛生管理区域内に持ち込んでいない。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じている。 ☐ 消毒方法() ☐ 消毒薬()	☐ はい ☐ いいえ
17 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置		
	過去2月以内に海外で使用した衣服及び靴を区域に持ち込まない。	☐ はい ☐ いいえ

18 飲用水の給与

	飲用に適した水を給与している、又は消毒して給与している。 ☐ 水道水 * 消毒不要のもの ☐ 井戸水 * 露出しておらず消毒不要のもの ☐ その他（概要： 消毒方法： ）	☐ はい ☐ いいえ
--	---	--

19 家きんを導入する際の健康観察等

①	導入元の伝染性疾病の発生状況、導入する家きんの健康状態を確認している。	☐ はい ☐ いいえ
②	導入した家きんに異状がないことが確認されるまで、他の家きんと接触させない。	☐ はい ☐ いいえ

Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止

20 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等

	家きん舎に立入る者は、手指の洗浄及び消毒（又は使い捨て手袋の着用）をしている。 ☐ 手指消毒スプレー（消毒薬 ） ☐ 手袋 ☐ その他（ ）	☐ はい ☐ いいえ
--	--	--

21 家きん舎ごとの専用の靴の設置並びに使用

①	家きん舎ごとの専用の靴を設置し、家きん舎に入る者に対し、これらを着実に着用させている。	☐ はい ☐ いいえ
②	着脱前後の衣服及び靴は更衣前後において利用する経路が交差しないよう一方通行とするなど必要な措置を講じている。	☐ はい ☐ いいえ
③	家きん、堆肥等を搬出する際は、作業者の動線が家きん舎の内外で交差しないよう、家きん舎の内外で作業する者を分けている又は専用の靴の履替え等の措置を講じている。	☐ はい ☐ いいえ
④	衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行っている。	☐ はい ☐ いいえ

22 器具の定期的な清掃又は消毒等

	飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	☐ はい ☐ いいえ
--	-------------------------------	--

23 家きん舎外での病原体による汚染防止

	家きんの飼養管理に必要な物品を家きん舎に持ち込んでいない。	☐ はい ☐ いいえ
--	-------------------------------	--

24 野生動物の侵入防止のための死体の適正な保管

①	家きん舎、飼料保管庫、たい肥舎、死体保管場所への野生動物の侵入防止対策を講じている。 ☐ ネット設置（ ） ☐ 速やかに死亡獣畜処理業者を手配 ☐ 畜舎内に保管 ☐ ブルーシート等で覆う ☐ その他（ ）	☐ はい ☐ いいえ
②	定期的に設備を点検の上、修繕等を実施している。	☐ はい ☐ いいえ

25 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止

	給餌・給水設備、飼料保管場所に野生動物の排せつ物の混入を防止する対策を講じている。	☐ はい ☐ いいえ
--	---	--

26 ねずみ及び害虫の駆除

①	ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うための措置を講じている。 □ 殺鼠剤（商品名： 設置場所： ） □ 粘着シート □ 殺虫剤 □ その他（ ）	□はい □いいえ
②	畜舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なくその破損個所を修繕している。	□はい □いいえ

27 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒

①	不要な資材等の処分、除草等を行い、整理整頓に努めている。	☐ はい ☐ いいえ
②	敷地内の消毒を定期的実施している。	☐ はい ☐ いいえ

28 畜舎等施設の清掃及び消毒

家さん舎等の衛生管理区域内の施設を定期的に清掃及び消毒している。	☐ はい ☐ いいえ
----------------------------------	--

29 毎日の健康観察

飼養する家さんの健康観察を行っている。	☐ はい ☐ いいえ
---------------------	--

Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止

30 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等

衛生管理区域から出る者は、手指の洗浄及び消毒をしている。 (※消毒薬・方法については項13と同じ)	☐はい ☐いいえ
---	---

31 衛生管理区域から退出する車両の消毒

衛生管理区域の出口で車両の消毒をしている。車両内の交差汚染を防止するため消毒等の措置を講じている。 (※消毒薬・方法については項目15と同じ)	☐はい ☐いいえ ☐該当なし(項目16と同じ)
---	--

32 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等

衛生管理区域から物品を持ち出す場合には、洗浄、消毒等の必要な措置を講じている。 (※消毒薬・方法については項目16と同じ)	□はい □いいえ
---	-----------------

33 家きんの出荷又は移動時の健康観察

①	家さんを出荷・移動する場合には、家畜の汚れを取り除くとともに、健康状態を確認している。	☐ はい ☐ いいえ
②	家さんの死体又は排せつ物を移動させる場合、排せつ物等が漏出しないように措置を講じている。	☐ はい ☐ いいえ

34 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止（②③について事例はないが、理解している→「はい」

①	特定症状を発見した場合は、直ちに家畜保健衛生所に通報する体制を構築している。	☐ はい ☐ いいえ
②	特定症状が確認された場合、家さん、死体、畜産物、排せつ物の出荷及び移動を中止している。	☐ はい ☐ いいえ
③	特定症状が確認された場合、物品の移動を中止している。	☐ はい ☐ いいえ

35 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止（実例はないが、理解している→「はい」）

①	特定症状以外の異状で、家きんの死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家きんの増加が確認された場合には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けている。	☐ はい ☐ いいえ
②	監視伝染病ではないことが確認されるまで、出荷を中止している。	☐ はい ☐ いいえ
③	監視伝染病と診断された場合、家畜保健衛生所の指導に従っている。	☐ はい ☐ いいえ
④	特定症状以外の異状が確認された場合獣医師の診療を受け、指導に従っている。	☐ はい ☐ いいえ

* 海外渡航、入国者の立入、来場者、器具の持込、排せつ物の移動等、当該農場で想定されない行為に関する確認事項にあっては、当該農場が実施事項を理解していることをもって遵守していると判断できる。